

『徳川実紀』にみる 江戸時代前期の道路行政・制度

西山 孝樹¹・藤田 龍之²・天野 光一³

¹正会員 日本大学助手 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14)

E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

²非会員 元日本大学教授 イムノサイエンス株式会社 (〒963-8852 福島県郡山市台新1-10-11)

³フェロー会員 日本大学教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14)

E-mail: amano.kouichi@nihon-u.ac.jp

わが国の近世以降に実施された社会基盤整備は、現代へと繋がる萌芽の事業であったと考えられる。しかしながら、中央集権体制が敷かれた江戸幕府下において、先の整備がどのように管理し、実施されていたのか、一次史料から網羅的に明らかにしていないのが現状である。

そこで、江戸幕府が編纂した公式の記録である『徳川実紀』を用いて、幕藩体制を維持するために実施されていた土木行政の一端を明らかにしていくことを目的とした。本研究では、その第一歩として、江戸時代前期の「道路」に関する記述内容の分類整理を行った。その結果、「基本法制」に関する記述が最も多く、その他には「施工仕様」や「伝馬制」、そして「職掌」という4つの記述に分類することができた。

Key Words : Tokugawa Jikki, Edo period, Road, Administrative System

1. はじめに

筆者らは、わが国における古代から中世にかけて行われてきた社会基盤整備の実態について整理してきた。

古墳時代には、発掘等からも明らかになっている五畿七道と呼ばれた古代道路が全国的に整備された¹⁾。その後の平安時代には、陰陽道に端を発する3尺(約90.9cm)以上の土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が影響し、社会基盤整備がほとんど行われていなかった「土木事業の空白期」が存在していた²⁾。続く中世においても、先の思想が影響して鎌倉時代を中心に「土木事業の停滞期」であったことを指摘してきた(図-1)。

近世に入ると、河川改修や新田開発などが広く実施されるようになり^{3) 4)}、これ以降に実施された土木事業は、現代へと繋がる社会基盤整備の萌芽であったと考えられる⁵⁾。江戸幕府によって実質的に全国統一がなされ、幕藩体制を維持するため、連絡網としての道路整備は必須であったと推察される。

そこで本研究では、江戸幕府の公式記録として編纂された『徳川実紀』を用いて、江戸時代前期において、道路行政に関する法制度がどのように整備されてきたのか、土木行政の一端を明らかにしていくことを目的とした。

2. 研究方法

(1) 『徳川実紀』の位置づけ

『徳川実紀』とは、『国史大辞典』⁶⁾によると、「初代徳川家康より第十代家治までの江戸幕府将軍の事歴を中心に叙述した史書。第十一代家齊から第十五代慶喜までは『続徳川実紀』と通称されている。江戸幕府撰。巻数は「御本編四百四十七冊、御附録六十八冊、成書例・総目録・引用書二冊、通計五百十七冊」(総目録末尾に記され、献上本の冊数)で、通し巻数はない。献上本に題された本書の総称は『御実紀』で、この総称は編集方針評議の段階で定められた。『徳川実紀』という呼称は明治以後のものである。(中略)徳川氏の立場からの叙述、編纂時における対照の困難による年紀の混乱もみられるが、すべての史料は流麗な平仮名交り文で統一し、原文をあまり崩さないで元の形を存しようとする意図と成島司直の簡潔な要約は要を得て、近世研究の基幹書の一つである。『続徳川実紀』は本編に続いて編集作業が勧められたが、結局未完成で進献には至らなかった。(中略)編集方針は前書と同様であったらしく、体裁・構成は前代までのものと全く同じでほとんど完成されているが、他は稿本

のままで、史料集の観がある（以下略）。」
と示される。このように『徳川実紀』は公式記録であり、江戸幕府による一連の社会基盤整備の実態を把握できると考えられる。初代将軍を務めた徳川家康から第10代の徳川家治までの事績がまとめられた本史料を読み通し、そのなかから社会基盤整備に関する事項を抜き出した。

一方、第11代徳川家斉から第15代徳川慶喜が将軍を務めた時代については、『続徳川実紀』が存在するものの未完であり、主としてその内容は役職の変更や人事異動等について記載されている程度であった。そのことから、本研究の対象からは外すこととした。なお、『徳川実紀』については、吉川弘文館から出版された『新訂増補 国史大系 徳川實紀 第1篇～第10篇』を用いた⁷⁾。

(2) 江戸時代前期の「道路」に関する記載事項

江戸時代は表-1に示したように、前期・中期・後期の3期に分けられることが一般に言われている。本研究では、そのなかで初代将軍・徳川家康から5代将軍・徳川綱吉が将軍を務めた江戸時代前期を対象とした。

江戸時代前期の『徳川実紀』には、土木に関する記述として、築城（軍事土木）、橋梁、道路、河川、災害等の記述が存在した。1章で詳述したように、本研究では、その第一歩として道路に関する事項を整理した。

江戸幕府の成立過程において、道路に関連する法制度がどのように整備されてきたのかを明らかにした。

3. 研究結果

2章で示した『徳川実紀』のなかで、本研究で対象とした江戸時代前期の1603年～1709年において、道路に関する記述は表-2～表-4に示した59項目が該当した。

各項目については、（1）基本法制、（2）施工仕様、（3）伝馬制、（4）職掌の4つに分類することができた。

(1) 基本法制（22項目）

a) 里程・幅員に関する基本法制

道路に関して、基本法制に関する記述が最も多くみられた。初出の記述は単位に関するものであり、慶長9（1604）年（表-2, No.1）には、
「三十六町を以て一里とさだむ。豊富太閤諸國を檢地せしめ。三十六町にさだめ。一里毎に塚を気づかしむ。此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め。七道に塚を築かれしとぞ。」

距離について、諸国で種々の単位が用いられていたが、36町を1里（約3.9km）とし、道路の起点は江戸日本橋に定められた。さらに、一里塚に植えて里程を示す塚樹が併せて植えられたという（表-2, No.3, No.4）。

また、明暦3（1657）年（表-3, No.29）には、
「道幅の事さきの査検ありて定められし地は。京間五間或は六間とし。日本橋通町は田舎間十間。本町通は京間七間。其内底をのぞきて屋舎作るべし。」
とあり、江戸における道路の幅員は京間5間（約9.09m）あるいは6間（約10.9m）とし、日本橋通町は田舎間10間（約18.2m）、本町通は京間7間（約12.7m）とする「府内屋舎營作制」が定められた（表-3, No.30）。

b) 修理に関する基本法制

17世紀前半には、道路（橋梁を含む）を修理せよとの基本法制が集中してみられたため、以下に示した。

慶長14（1609）年（表-2, No.6）

「江戸府内道路を修築すべしと關東の輩に課せらる。」

寛永元（1624）年（表-2, No.12）

「老臣連署の令を下さるる府より日光山に往來の諸驛道橋修理。」

寛永11（1634）年（表-2, No.16）

「九日御上洛供奉の輩。木曾路通行すべきをもて。道梁修理加ふべし。」

江戸だけではなく、徳川家康を祀る日光山へ至る日光街道、木曾路（中山道の一部）の修理についてであった。

それ以後では、寛文4（1664）年（表-3, No.37, No.38）に2項目で道路の修理に関する法制の記述があり、

「中山道驛々橋梁修治并に扈從の事仰付らる。」

「けふ令せらるるは。こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより。往還の便を得べきため。道路。橋梁を修めしむべし。」

先述した寛永11（1634）年（表-2, No.16）の記述に続き、中山道の記述が再びみられた。他の五街道に比べて山間部を通るため、維持管理に手間がかかっていたと推察される。また、既存の道路を維持管理していくため、17世紀初頭と中頃に関連する法制が集中したとみられる。

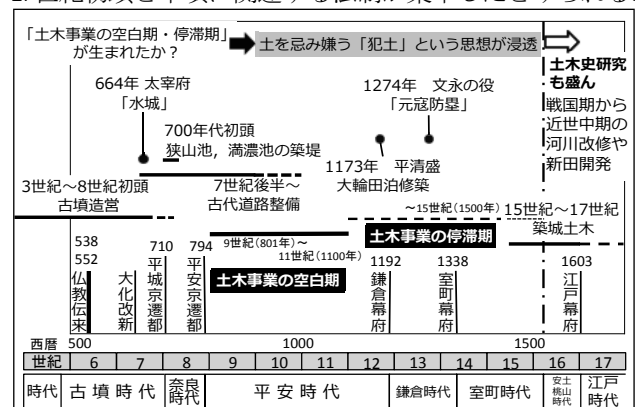


図-1 わが国の近世以前における社会基盤整備
表-1 江戸時代の時代区分

江戸時代	将軍	西暦
前期	初代 徳川家康～ 5代 徳川綱吉	1603年～1709年
中期	6代 徳川家宣～10代 徳川家治	1709年～1786年
後期	11代 徳川家斉～15代 徳川慶喜	1787年～1867年

このように、道路の修理に関する基本法制が多く記述されていたが、宝永4（1707）年（表-4, No.55）、「こたびの地震により、諸道堤防破損の所、速に修理すべきむね。」

宝永地震により破損した道路や堤防の修理を速やかに行う必要があるとの災害復旧に関する法制も示されていた。

c) 地図・絵図の整備

その他に、特出される基本法制として、地図・絵図の作成が挙げられる。寛永11（1634）年（表-2, No.17）

「留守居酒屋紀伊守忠吉は、目付黒川八左衛門盛至并畫工一人そへて、伊豆海邊の山水道路の図を作るべしと仰付られかの地に赴く。これ御上洛によてなり。」

酒井忠吉の目付であった黒川八左衛門盛なる人物が、伊豆海辺における自然の景色や道路の図を作成するように命じられた。

続いて、正保3（1646）年の法制（表-2, No.22）をみると、大番松田六郎左衛門定平と飯河新右衛門直信は、江戸から大阪までの駅や道路、橋梁を巡察して、それらの地図を作成するように指示が出されていた。

単位の統一と同様に、地図・絵図の作成も諸国を支配するうえで重要な事項であったと思われる。そのため、17世紀前半にそれらの基本法制が集中したとみられる。

(2) 施工仕様（12項目）

施工仕様に関するものは12項目でみられ、記述された年代の偏りはみられなかった。道路を維持管理していくうえで、具体的な施工仕様が定められていた。

慶長16（1611）年の記述（表-2, No.7）には、「道路の法令を仰下さる。堤と川よけの間に牛馬を放べからず。道路ならぬ所をみだりに行来すべからず。樹木ならびにさし木等にさはるべからず」

牛や馬などの家畜を堤防法面や堤外地での放牧、堤防の道路ではない部分（天端部分を指すカ）をみだりに往来させることを禁止していた。これらは、堤防法面が崩壊しないように保護すると共に、河川の流路が無計画に変化しないようにする目的があったものと考えられる。

翌年、慶長17（1612）年の記述（表-2, No.8）には、「道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。」状態の良い道路を維持することにも言及がなされていた。さらに、慶安元（1648）年の記述（表-2, No.23）では、「市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ。道途高低なく中高に築くべし。芥ならびに泥もて街道を築くべからず。下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし。もしそむくものは曲事たるべしとなり。」道路中央部を高くして、両端は水平とする道路断面にしなければならないという記述があった。

併せて、芥（ごみ、ちり）や泥を用いて、街道の造成をしてはならず、路肩の溝がゴミで埋まらないようにし

なければならないことも付言されていた。これらに背いた場合は、処罰されたという。

水はけの良い道路環境を維持させるため、泥などの水分を多く含んだ土を造成時に用いることは禁止された。これらの記述は、現在における施工や維持管理に通ずるものである。

さらに、慶長17（1612）年には、以下の記述（表-2, No.8）があった。

「道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし」

「馬さくり」とは、流鏑馬等で馬を走らせる道として、馬場に掘る浅い溝を指すが、その部分は砂あるいは石を用いて堅固に整地し、側溝を設けることが示されていた。

また、道路の維持管理において特定の地域で産出された砂利を用いよとの記述が3項目で言及がなされていた。

慶安元（1648）年の記述（表-2, No.23）では、「市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ。道途高低なく中高に築くべし。」

寛文3（1663）年の記述（表-3, No.35）にも、道路状況が悪くなっている箇所は、道路中央部を高くして浅草砂を用いて修築せよとの記述が17世紀中頃にのみ存在した。道路の断面形状をかまぼこ型にし、降雨時には排水を速やかに行う施工仕様に関する記述に加え、修築する際の材料は「浅草砂」を用いよとの記述であった。

続いて、慶安2（1649）年の記述（表-2, No.25）には、「大納言殿日光御詣により、御経過の道路は、みな廣さ一間半通りに海砂をしき。」

さらに、同年の記事には、

「兩脇にある家の前には浅草砂をしくべし。」

このように、17世紀中頃における道路の補修では、「浅草砂」および「海砂」が用いられていたと考えられる。

(3) 伝馬制（18項目）

伝馬制は、(1)の基本法制に次いで多い項目であった。例えば、寛永8（1631）年の記述（表-2, No.14）では、「又驛馬の高札を建らる。其文にいふ。（中略）府より品川驛まで駄賃錢壹駄五十文。乗掛荷は人ともにおなじ。無荷にて乗らば三十二文。人夫は壹人廿五文たるべしとなり。」

民衆へ向けて、通行料の改定等が示された高札を立てたとの記述が存在していた（その他に同様の記述が表-3, No.40, No.48）。

また、諸驛での管理等を掌る役人の異動（表-3, No.46）や巡察（表-2, No.15, No.48, 表-3, No.52）が継続的に実施されていた。江戸から各地への連絡網として道路が整備されていたことが窺える状況にあった。

表-2 『徳川実紀』に記載された「道路」に関する事項 (1/3)

No.	西暦	和暦	項目	記 載 事 項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1604	慶長9	基本 法制	世に傳ふる所は、昔より諸國の里數定制ありといへども、國々に異動多かりしが、近世織田右府領國の内に塚塚を築ぎ、 三十六町を以て一里とさだむ 。豊富太閤諸國を檢地せしめ、三十六町にさだめ、一里毎に塚塚を気づかしむ。此時又改て 江戸日本橋を道程の始に定め、七道に塚を築かれしとぞ 。其時大久保石見守に、塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤りて榎木を植しがいまにのこれりとぞ 以江戸日本橋爲道程始
2	1604	慶長9	伝馬制	十一月二日彦坂小刑部元成より戸塚の驛に、藤澤、神奈川と同じ四驛馬のことつかうまつるべしと令す。
3	1604	慶長9	基本 法制	路程の里數も、織田右府の時より 三十六町をもて一里と定め、一里ごとに塚を築しめて表識せられしを 。豊臣家にてても彌遵行有しが、君關東へ移らせ給ひし後、同じく 一里毎に塚を築き、その上に榎の木を植しめ給ふ 。(このとき松の木植んと申上しに、餘の木を植よと仰有しを承り違ひて、榎の木をうへしといふ) 一里塚築造
4	1604	慶長9	基本 法制	公の尊慮もて 東海、東山、北陸の三道に一里ごとに官塚を建られければ 、行來の徒殊に表識を得て、御恩の驛路にまで及ぶことをかしこみ奉りぬ。此時東山道は永井監物白元、本多左大夫光重兩人奉り、築きはてし後參洛し、神祖に謁見し奉りければ、その様つばらに聞しめし、築かた尊意になかはねば、あらためよとの仰にて、兩人京よりかへさに、尚又きづきかへしとぞ、 一里塚築造
5	1608	慶長13	その他	大御所丹波の國は山陰道の要衝たるをもて、八上の故城ならびに篠山の地圖を御熟覽ありて、藤堂和泉守高虎、松平半次郎重則、玉虫對馬守繁茂、石川八左衛門忠清等に命ぜられ、池田宰相輝政、有馬玄蕃頭豊氏はじめ、丹後、丹波、播磨、美作、備前、備中、安藝及び南海道の入夫をめて、篠山に新城を築かしめられ、山上に井をほらしめらる。皆嚴石を鑿ちしかば、二年をへて漸く成功したりとぞ。このことにより安藤次右衛門正次監使としてまかる。
6	1609	慶長14	基本法制	また 江戸府内道路を修築すべし と關東の輩に課せらる。
7	1611	慶長16	施工 仕様	この日道路の法令を仰下さる。堤と川よけの間に牛馬を放べからず、道路ならぬ所をみだりに行來すべからず。樹木ならびにさし木等にさはるべからずとなり。 道路法度
8	1612	慶長17	施工 仕様	十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領土とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる (以下略)。 道路堤防并橋梁之制
9	1614	慶長19	基本法制	またこのころ 箱根路の往還を停廢し、足柄路を通行せしむ、停箱根路復足柄路
10	1616	元和2	伝馬制	是月令せられしは、傳馬をはじめ駄賃荷物、いずれも一駄四十貫目たるべし。府より品川まで往還荷物、一駄銀錢三十四文、板橋へは三十九文、人夫賃は馬の半たるべし。もし制外に増錢をむさばらば、其市中每家過料銀錢百文づつ出さしめ、當人は五十日獄に繋ぐべし。傳馬并駄賃荷は驛中馬持の心のままたるべし。駄馬多く用ゆる時は、その驛より村々の馬をやとひ、風雨をいとはず、荷物遲滯なからん様に出すべし。歸り馬の賃定の如くたるべし。此令違犯せばその市中父老等まで曲事たるべしとなり。 傳馬駄賃之制
11	1620	元和6	基本法制	十八日都にてはけふ、女御入内し給ふ、かねて二條の城より 大内迄の道作り 。
12	1624	寛永元	基本 法制	廿一日此日光山御宮造營により、惣奉行命ぜられし松平右衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝に、老臣連署の令を下さるるは、府より日光山に 往來の諸驛道橋修理、日光山造營法度一
13	1628	寛永5	伝馬制 職掌	町奉行へしばしば令せらるる法制類心いれ、卑賤のものまで曉諭すべき旨つたふべし、 諸驛道中心を用ひ 。見聞して聞えあぐべし。
14	1631	寛永8	伝馬制	又驛馬の高札を建らる。其文にいふ、(中略)府より品川驛まで駄賃錢壹駄五十文、乗掛荷は人ともにおなじ、無荷にて乗らば三十二文、人夫は壹人廿五文たるべしとなり。
15	1633	寛永10	伝馬制	松平伊豆守信綱、大目付井上筑後守政重、柳生但馬守宗矩は、明年御上洛にて、 各驛御旅館并道路巡察命ぜられい とま給ふ。 松平信綱等被命巡察上洛各驛旅館道路
16	1634	寛永11	基本法制	九日御上洛供奉の輩、 木曾路通行すべきをもて、道梁修理加ふべし 。
17	1634	寛永11	基本 法制	十五日留守居酒井紀伊守忠吉は、目付黒川八左衛門盛至并畫工一人そへて、 伊豆海邊の山水道路の圖を作るべし と仰付られかの地に赴く、これ御上洛によりなり。
18	1634	寛永11	伝馬制	十四日けふ 諸驛に令せらるるは 、驛馬晝夜に限らず出すべし。駄賃錢定め如くうけとるべし。増錢とらば囚獄せらるべし。法令違犯して賃錢をむさばり、あまつさへ其地の馬出さざるは曲事たるべし。雇ひ馬せん事ははかりあふまたるべし。又傷せられしか、其他いぶかしげなる者馬からんといふときは、晝夜共に訴へ出べし。其他寛永二年十一月馬夫等ささげし手形のむねそむくに於ては、曲事たるべしとなり。
19	1635	寛永12	職掌	普請奉行、小普請奉行、道奉行は伊豆守信綱、豊後守忠秋、加賀守正盛三人の沙汰 たるべし。されど非常の營築并に宅地割の事は、大炊頭利勝、讃岐守忠勝にはかりあふべし。
20	1638	寛永15	職掌	道奉行内藤傳左衛門長教 。
21	1641	寛永18	基本法制	山門の傍の僧坊を破壊し、 道をひろくなさるべきよしなり、増上寺安國殿移転
22	1646	正保3	基本 法制	大番松田六郎左衛門定平、飯河新右衛門直信、府より大坂迄の驛々道橋を巡察し、地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ。 令製江戸大坂間驛路圖
23	1648	慶安元	施工 仕様	この月令せられしは、 市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ、道途高低なく中高に築くべし、芥ならびに泥もて街道を築くべからず、下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし、もしそむくものは曲事たるべしとなり、道路下水制
24	1649	慶安2	施工 仕様	道溝の狭きを少しひろげ、曲りたる路河を直にせん事をこひ、また旱水の害をいとひて、溜池あるは落堀、河防等をこひ出るに於ては、 檢地心得
25	1649	慶安2	施工 仕様	大納言殿日光御詣により、御經過の道路は、 みな廣さ一間半通りに海砂をしき、兩脇にある家の前には浅草砂をしくべし、家綱日光社參道中法度
26	1655	明暦元	基本法制 職掌	よて目付の屬吏をつかはし、道路掃除の事を督せしめらる。(中略)本誓寺より千住驛の間は、普請奉行、道奉行掃除をなし、 依韓使日光登山道中警衛并掃除
27	1656	明暦2	伝馬制	また御側所屬の圖目付を 東海道の驛路 につかはされ、毎驛の人馬遲滯すべからざる旨令せしめらる。
28	1657	明暦3	施工 仕様	此月令せらるるは、 市井の屋舎營作のとき地を修築せば、道の兩邊高低なきやうになすべし、并に大路は、隣街の高低にならひ築くべし、をのがまみにきづく事あるべからずとなり、府内屋舎營作制

表-3 『徳川実紀』に記載された「道路」に関する事項 (2/3)

No.	西暦	和暦	項目	記 載 事 項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
29	1657	明暦3	基本 法制	この月令せらるるは、 道幅の事さきの査検ありて定められし地は、京間五間或は六間とし、日本橋通町は田舎間十間、本町通は京間七間、 其内庇をのぞきて屋舎作るべし、さきざき觸られしごとく、本間の外三尺の釣庇、柱なしに架すべし、但下水はぬきもて簀の蓋をおほふべし、さだめをこえて外邊へ作り出すべからず、今に査検せざる地は、近日改めらるべければ、角屋の者は表裏の境をただし、闇街のものと相會して、隣並のさかひごとに杭をうちをくべし、屋舎造作せば、長屋はいふ迄もなし、裏屋并に居宅も、三間梁に過べからずとなり、 府内道路及屋舎制
30	1657	明暦3	基本法制	上記と同一の記述あり
31	1658	万治元	基本法制	三丸兩所構造の時、 石を持運ぶ人夫通路のため、新道を開き番舎をいとなみ、 警衛すべしと仰付らる、
32	1659	万治2	施工 仕様	御旅館の事奉はりし大名に仰下さるるは、行殿改造する事あるべからず、但軽く修繕すべし、 道途は歩みやすき程に作り、洒掃のみして芝を付、くり石敷事あるべからず、 并にあらかじめ道途に人おほく付置べからず、路傍に湯水を備へ置事は、三里ほど間を隔てて一所づつあるべし、 牟禮野開墾
33	1660	万治3	伝馬制	諸驛に令せらるるは、高札の旨、其他令制違犯のものあらば、 各驛の役人、 其日の p. 368 宿驛制度
34	1662	寛文2	施工 仕様	此月令せらるるは、市井にそへる城溝并に各處の溝洫浚利の事、こたび命ぜられたれば、告竣の後、堰坂あるはしがらみ、あるは石垣にても、心のままに其岸の形にしたがひつくるべし、尤少しも築出すべからず、 市中あしき道路は、こたび浚利の泥土をもて、心のままにつくるべし、 こたび命ぜられし塵芥載する船、日本橋より南は三日、十三日、廿三日、一月三回づつ、その日をさだめ、月ごとに各所の河岸へ船をよせ、其市井の塵芥を捨しむべしとなり、
35	1663	寛文3	施工 仕様	道路あしき地は一兩日をかぎり、浅草砂もて中たかく修築すべし、
36	1663	寛文3	基本法制 伝馬制	道路、驛馬、舟梁等無斷絶、不可令往還之停滯事、私之關所、新法之津留制禁之事、 武家諸法度頒布
37	1664	寛文4	基本法制	鷹司家の姫君参向により、大番組頭小川新九郎安則、 中山道驛々橋梁修治并に扈從の事仰付らる、 中山道諸驛及橋梁修治
38	1664	寛文4	基本 法制	けふ令せらるるは、こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより、 往還の便を得べきため、道路、橋梁を修めしむべし、 收穫の時なれば掃除等なすべからず、一切贈遺あるべからず、巡視のともがら驛々にて、米豆などその郷估もてうりあたふべし、すべて物價、常時のごとくうらしむべし、
39	1665	寛文5	伝馬制	また 中山道諸驛に令せらるるは、 人馬晝夜風雨のときも、とどこほらず出すべし、毎驛に馬五十疋を備へ、大名一家に一日に二十疋出すべきむね、さきに令せられぬ、ゆききのともがちにその旨を告て、定外に出すべからず、驛夫もこれにおなじ、轎は六人の價うくべし、山轎は四人の價たるべし、負擔は一夫五貫目をかぎるべし、長持は十貫目は二人、二十貫目は四人、三十貫目は六人、それよりおもきは搬送すべからず、一馬五貫目迄の荷物は、から尻とおなじ價をうくべし、それよりおもきは、本馬の定價をうくべし、夜中ははからじりも本馬に同じ、本馬二割増の價をうくる事は、あらかじめ令すべし、薪價うにて投宿するもまたおなじ、すべて驛々にて道中奉行の家士と稱するものあらば、とらへ置うたへ出べし、奉行の家士ならば、其主人より死刑に處すべし、もし他人のいつはり稱するものは、官よりきびしく罰せらるべければ、その心してうたへ出べし、東海道とおなじく、娼婦、博戯の事、いよいよかたく禁ぜられ、五人組の印記をとり置べきむね、庄屋、問屋に令すべしとなり、 中山道宿驛制
40	1666	寛文6	伝馬制	この月令せらるるは、 驛路に高札を立らる、 近年米豆の價湧貴するをもて、驛々難困するにより、鳩が谷より大門へ駄賃錢一駄に五十文、乗掛荷は人ともに上に同じ、荷なくて乗るは三十三文、夫は二十五文、川口へ一駄四十三文、荷なきは二十九文、夫は二十一文とるべし、ゆききのともがら近年人馬を多く用るをもて、驛々難困すれば、たとひ國持大名たりといふとも、家士ともに一日二十五匹、二十五人に過べからず、此外に人馬用ひば、その日の前後にわかつて用ゆべし、人馬ともに定のごとく、驛々にてつぎ立べし、もし追ひ通すものあらば、査検の後、人馬出さざる驛長等をとがめらるべし、轎一挺に昇夫六人、山轎は四人、定制の直錢をとるべし、長櫃一棹三十貫を限り、それより重きは持はこぶべからず、一夫の荷物五貫目と定め、三十貫目は六人、それより輕きは、貫目にしたがひ人を減省すべし、其他もこれになずらふべし、乗物五貫目までは、荷なしの駄賃に同じ、それよりおもきは、本賃は一駄に同じ、通夜の時は、荷なくとも本駄賃たるべし、この條件もし違背せば、たとひ後日に聞ゆるとも、其輕重を糾察し、死刑、禁獄、罰錢たるべしとなり、 遣使巡察東海東山堤防破壊地
41	1666	寛文6	基本法制	放鷹の地は常に令なしとも、 道途、橋梁をこたりにくつくるべし、 各國村里下知狀
42	1668	寛文8	施工 仕様	市井大路をほりて、諸器財を埋をくにより道せばく、 ゆききのささはりとなれば、今よりのち大路に器財を埋むべからず、埋置しはすみやかにほり出し、道を修築すべし、もしそむかば嚴にとがめらるべし、かまへていささかも怠るべからずとなり、 器財道路埋没禁制
43	1674	延宝2	伝馬制	此月 各驛に錢を恩貸せらる、 東海道は品川より枚方にいたる六十六驛のうち、五十五驛は毎驛各千貫文、由比は三千貫文、橋本、守口の二驛は各四百貫文、六郷、馬入、富士、天龍、熱田、 府下傳馬町及五街道宿驛恩貸
44	1675	延宝3	伝馬制	廿七日 東海、木曾兩驛道艱困のさまを、 歩行者付二人して巡察せしめらる、人馬賃錢増加ある故とぞ、 東海木曾兩驛道艱困
45	1686	貞享3	伝馬制 職掌	此月道中奉行して令せられしは、 驛次往來のもの、 荷物の貫目定限より、近年は重きも有りて、人馬とも其數を増し、驛々 艱困するよしなれば、 定制貫目より重からしむべからずとなり、 驛路制
46	1687	貞享4	伝馬制 職掌	市人は町奉行、公料は代官、 諸驛は道中奉行、 私領は地頭へ、其よしうたへ出べしとなり、 道中奉行
47	1690	元禄3	伝馬制	此月令せらるるは、近年 諸驛艱困するにより、 こたび人馬駄賃錢、東海道は一割半、其他は一割増たるべし、中山道、日光道中、甲州奥州道中、美濃佐屋路、水戸佐倉道中にも此旨令せらる、又馬入川、天龍川、富士川も添高札建られ、其條約を載らる、 諸驛駄賃増加
48	1692	元禄5	伝馬制	この月輕井澤驛または和田驛、下諏訪驛道路險隘にて、人馬艱困すとて、賃錢をまさる 高札を各所に立らる、 また野尻驛、原驛の間險阻により、 新に道を改造し、行程六町餘延たればとて、 これも人馬の増錢あり、
49	1693	元禄6	職掌	十日府内上水今まで町奉行の所屬たりしが、此のち道奉行に其事をつとめしむ、よて新に所屬の同心を置しめらる、 府内上水爲道奉行支配
50	1693	元禄6	職掌	この日令せらるるは、 水道の事は道奉行の所管たらしむれば、 今より後うたへ出る事あらば、 道奉行へうたへて指揮うくべしとなり、 昌平坂大成殿驛菜 (春秋二季舉行)
51	1696	元禄9	施工 仕様	道路は高低をならし洒掃すべし、
52	1698	元禄11	伝馬制 職掌	少老米倉丹後守昌尹京攝河功、 東海驛路巡察の事命ぜらる、

表-4 『徳川実紀』に記載された「道路」に関する事項 (3/3)

No.	西暦	和暦	項目	記 載 事 項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
53	1698	元禄11	伝馬制 職掌	七日勘定奉行松平美濃守重良、大目付神尾備前守元清と共に、驛路の事奉るべしと仰付らる。
54	1704	宝永元	伝馬制	けふ令せらるるは、諸大名参観就封のとき、道中紛擾せざるやうにし、従者繁多にせず、一驛にさしつどふべからず、人数を前後にわけて往来せしむべし、もしさしつどひしときは、はかりあひ、馬をやとひ往来し、制外に添吏添馬出さしむべからず、なべて諸道通行の輩そのむね心得べし、御朱印もて往来するものたりとも、みだりに人馬多く出さしむべからず、驛次にて荷物貫目、彌定の如くたるべし、たとひ官事にて往来すとも、荷物を制外におもからしむべからずとなり。
55	1707	宝永4	基本 法制	こたびの地震により、諸道堤防破損の所、速に修理すべきむね、井上河内守正岑、少老稻垣對馬守重富に仰付らる。
56	1707	宝永4	伝馬制 職掌	酒井左衛門尉忠眞、本多吉十郎忠孝、眞田伊豆守幸道は諸驛修築の助役を命ぜらる、 諸驛修築助役
57	1707	宝永4	施工 仕様	此月市井に令せらるるは、街路をよび河岸の雪井に砂を、城隍へすつる聞えあり、今より後雪砂はいふまでもなし、何によらず隍中へすつべからず、もし違犯せばとがめらるべしとなり、又このほどよの人咳嗽を患ずといふことなし。
58	1709	宝永6	基本 法制	また令せられしは、牛馬あまたひきつづき、往来のさまたげすべからざる旨、しばしば令すといへども、頃日また猥りなるよし聞ゆ、さあらむには、此後牛引者はさらなり、其主井に其地の父老までも、厳料に處せらるべしとなり。
59	1709	宝永6	基本 法制	この日諸國巡使の條約を下さる、其文にいふ、今度諸國に巡視の御使立らるるといへど、地圖を製し、人馬の数を檢することあるべからず、御朱印券にのせられし外の人馬を用ゆるときは、其價を出すべし、城主、領主より使者音物ををくるべからず、郷導の者なくてはかなはざる時は、御使より斷るべし、道すがら洒掃すべからず、有来る道橋、往来のたよりよからざる所は、此かぎりにあらず、驛舎ことさら造營し、茶亭など新に設くことあるべからず、 諸國巡使條約

(4) 職掌 (11項目)

土木全般を掌っていたとみられる普請奉行の記述は、2ヶ所でみられ、明暦元(1655)年には(表-2, No.26)、「よて目付の屬吏をつかはし、道路掃除の事を督せしめらる。(中略)本誓寺より千住驛の間は、普請奉行、道奉行掃除をなし」

道路掃除を行っているのみで、土木に関する新規事業や補修等に当たったとの記述はみられなかった。

道中奉行⁹⁾(表-3, No.45およびNo.46)については、五街道宿駅の取締り、宿場の公事訴訟、街道の橋の修復、並木の管理、伝馬、旅宿飛脚、助郷など道中に関する一切を掌っていたとされる。しかしながら、本研究で対象とした道路に関する記述のなかには、道路修築等に携わった具体的な記述はなかった。

道奉行⁹⁾は、江戸府内の道路、水道を掌っていたとされる。元禄6(1693)年、表-3, No.49およびNo.50で示されているように、玉川上水及び神田上水が町奉行から道奉行へ職掌の変更が行われた。享保5(1720)年8月に道奉行は廃職となったが、10月に再び任命された。元文4(1739)年には上水の役務を町奉行に返還し、明和5(1768)年には再び廃職となった。その後、道奉行が掌っていた職掌は普請奉行の所管になったという。

そのほか、元禄11(1698)年には驛路の巡察(表-3, No.52)、宝永4(1707)年に発生した地震(宝永地震を指すカ)で被害を受けた諸驛の修築については、その都度個々の役目が定められていた(表-4, No.55)。

本研究で対象とした道路に関する記述のなかで、普請奉行や道中奉行などが道路の新規造成や修築を行った記述は存在しなかった。その普請奉行は、土木を専門に掌る職と考えられてきたが、種々の土木技術を持っていたかは疑わしい状況にあった。一例として、江戸町奉行で有名な江戸中期の幕臣、大岡忠相が享保元(1716)年に普請奉行へ就任していることも考慮する必要がある¹⁰⁾。

4. まとめ

本研究では、江戸時代前期の道路に関する法整備がどのように行われてきたのかを一次史料である『徳川実紀』を用いて整理し、その分類を試みた。

さらに、『徳川実紀』は江戸幕府が取りまとめた公式記録であったため、基本法制に関する記述がすべての項目のなかで最も多かったとみられる。次いで、伝馬制に関する記述が多い状況にあった。

施工仕様については、堤防法面の崩壊を防ぐための記述が存在した。また、道路の表層に浅草砂を使用せよとの命も17世紀中頃に3項目ではあったが記されていた。

職掌について、江戸幕府に置かれていた普請奉行や道中奉行は、『徳川実紀』のなかで道路の造成や修理を行っていた記述は存在しなかった。この点については、江戸時代を見通し、すべての社会基盤整備事業について整理をしたうえで、当時の職掌について迫っていきたい。

参考文献

- 1) 武部健一：『道路の日本史 - 古代驛路から高速道路へ』，中央公論新社，253p，2015。
- 2) 西山孝樹・藤田龍之：わが国の「土木事業の空白期」における土木と関係する官職，土木学会論文集 D2(土木史)，Vol. 70, No. 1, pp.9-19, 2014。
- 3) 土木学会編：『明治以前日本土木史』，岩波書店，1759p，1936。
- 4) 三浦基弘・岡本義喬：『日本土木史総合年表』，東京堂出版，503p，2004。
- 5) 高橋裕：『現代日本土木史 第二版』，彰国社，244p，2007。
- 6) 国史大辞典編集委員会：『国史大辞典(10)』，吉川弘文館，pp.289-290，1989。
- 7) 黒板勝美：『新訂増補版 徳川實紀(第1篇)(国史大系)～徳川實紀(第10篇)(国史大系)』，吉川弘文館，1990-1991。
- 8) 豊田武・児玉幸多：『体系日本史叢書 24 交通史』，山川出版社，pp.122-135，1970。
- 9) 川口謙二：『江戸時代奉行職事典(東京美術選書(33))』，東京美術，pp.154-155，1983。
- 10) 前傾7)

(2017. 4. 10 受付)